九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

文化・文政期における秋月藩政の展開 : 文化八年の政変と財政経済政策の特質

柴多, 一雄

https://doi.org/10.15017/2231011

出版情報：史淵. 118, pp.65-99, 1981-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

文化・文政期における秋月藩政の展開

—文化八年の政変と財政経済政策の特質—

柴多一雄

はじめに
一　近世中期の財政経済政策
二　藩財政の窮乏と文化八年の政変
三　文政期の財政政策
四　文政期の農村政策
おわりに

はじめに

文化期は全国的にほとんど毎年のように豊作あるいは平年作が続き、長期的な米価の低落が続いた。幕府は文化三年、同七年と相ついで買米令を発し、文化九年には江戸・大阪への廻米を制限するなど米価の騰貴に努めたが、十分な効果をあげることはできなかった。文化・文政期における諸藩の藩財政の窮乏は、基本的には農民的商品経済の発展にもとづく領主的土地所有の後退によるものであったが、直接にはこうした米価の低落と諸物価の高騰を原因とし

ており、この時期多くの諸藩において借財の急増と藩財政の混乱がみられるのである。

たとえば、福岡藩では明和元年から寛政五年まで一万二〇〇〇貫代でほとんど変らなかった上方での借財が、文化六年には二万一二四貫余に急増しており[1]、佐賀藩でも文化四年の大坂での負債額、銀一〇〇〇貫、米筈八〇〇〇石が、文化十一年には銀三万一〇〇〇貫、米筈三〇万石に激増している[2]。薩摩藩でも宝暦四年の借銀高四万貫余が、文化四年には七万六一二八貫余、文政十年には三二万貫余となり、この間文化十年には藩債の返済停止と利払い延期の措置を強行している[3]。また久留米藩では、大坂の蔵屋敷において借財の引当てとして大量の米切手を発行したため、文化十一年には切手の所持者が町奉所に出訴するという空米切手騒動を引起している[4]。

本稿でとりあげた秋月藩においても、明和から天明にかけて相対的に安定していた藩財政が、寛政から文化にかけて急激に悪化し、文化八年にはそれまでの門閥家老政治が崩壊するという政変が発生している。

本稿は、こうした文化・文政期における秋月藩政の動向を、財政経済政策の展開を中心に検討し、文化・文政期における秋月藩政の特質とその問題点を明らかにしようとするものである。

註

（1）拙稿「近世中後期における福岡藩の財政構造」（『九州史学』六二号）。
（2）木原溥幸「幕末・維新期における肥前佐賀藩」（『明治維新と九州』所収）。
（3）黒田安雄「薩摩藩天保改革の基礎的研究㈠」（『九州文化史研究所紀要』二〇号）。
（4）「草間伊助筆記」（『大阪市史』第五巻所収）。

一　近世中期の財政経済政策

秋月藩は、元和九年十月に黒田長政の三男長興が、長政の遺命によって福岡藩第二代藩主忠之から、筑前国夜須・下座・嘉麻三郡のうち五万石を分知されることにより成立した福岡藩の支藩である。長興は寛永三年正月に分知後初めて秀忠に拝謁し、同年八月に従五位下甲斐守に任ぜられ、寛永十一年八月四日には家光より五万石の朱印状を与えられている。[1] このように秋月藩は福岡藩の支藩ではあるが、佐賀藩等の支藩とは異なり、幕府から直接朱印状を交付される独立支藩で、その藩政も本藩に対して相対的な独立性を保っていた。分知時の秋月藩の所領は、夜須郡二九ケ村、下座郡一七ケ村、嘉麻郡九ケ村からなっていたが、[2] 寛永十三年に下座郡のうちの七ケ村を福岡藩領の穂波郡二ケ村・夜須郡一ケ村と交換している。[3] この所領の交換は幕府からは公式には認められず、領地目録も書改められなかったことから「御内証替」と呼ばれた。このため幕府に対する新田や人別の書上げは、秋月藩と福岡藩が互いにそれを問合わせ、領地目録の所領にあわせたうえで書上げられた。秋月藩の所領は、この「御内証替」によって確定し、これ以後、分村等による村数の増加はみられるものの、明治四年の廃藩まで変化することはなかった。

本節では、文化・文政期の秋月藩政を検討する前提として、文化・文政期の財政経済政策を規定した秋月藩中期の財政経済政策について、定免制の実施と蔵米知行制の採用を中心に簡単に検討しておきたい。

秋月藩では、初期以来原則として毎年免の上げ下げが行われていたが、享保元年には次のように、翌享保二年から定免制を実施することを決定している。

一当年迄(享保元年)は御領分中御免年々上ケ下ケ有之、御代官頭・御免奉行寄合、村々地元折合痛之厚薄詮議之上ニ而御免何歩通上ケ下ケ相極、下札相渡来候処、御詮議之上此御作法相止、来年ゟ年々定免ニ被仰付候、尤古例を以後年迄五月頃御免極之目録差出、下札相渡候儀古格を以形斗御作法相揃候也[4]

そして翌享保二年には、「当年（享保二年）田方一統一歩五厘上リ免被仰付、尤当年ゟ以後村々御免寄合相止、年々上ケ下ケ相止」[5]とあるように、田方の免が一律に一歩五厘（石別一升五合）引上げられて定免制が実施された。もっとも翌享保三年にはさらに一歩五厘引上げられて三歩の増免となり、翌四年には一歩引下げられて二歩の増免となっているように、実際にはこれ以後も免の上げ下げは完全に停止されたわけではなかった[6]。しかし、それまでの免の上げ下げが各村ごとに異なる率で行われていたのに対し、享保二年以後は享保元年の免率を基準に、領内一律に上げ下げが行われるようになった。そして享保六年にはそれまでの二歩増免からさらに一歩六厘引上げられて、三歩六厘増と最高の免率を示し、同九年には六厘引下げられて三歩増となり、延享三年にはさらに一歩引下げられて二歩増となった[7]。そしてこれ以後、秋月藩の免率はこの二歩増で完全に固定し、この二歩増免分は、のちには二歩米大豆と呼ばれて一種の付加貢租のようにあつかわれるようになった[8]。

このように秋月藩では、享保二年から定免制が実施され、享保六年には享保元年の三歩六厘増と最高の免率を示し、延享三年には二歩増となって免が完全に固定してしまうのであるが、このことは、定免制を実施することによって秋月藩の年貢収入が享保期に最大となり、延享期には免を完全に固定することによって、減少しはじめた年貢収入を最大限に確保しようとしたことを示している。しかし、これ以後も秋月藩の年貢収入は、農村の疲弊による作食米拝借等を名目とする年貢の不納によって、実質的には漸減しつづけていった。このため、こうした秋月藩の徴租法は、後期になると大きな政治問題となってくるが、基本的にはそのまま幕末までうけつがれ、大きく変化することはなかった[9]。

秋月藩の知行制は、初期においては地方知行が原則であったが、中期になると定免制の実施とほぼ並行して、蔵米知行制が採用されるようになった。

元文二年正月、秋月藩では十二日と二十八日に相ついで次のような政策を示している。

一正月十二日、於札所御家中古借銀米証文相渡、御家中一統御捨被下、御家中之分凡米壱万六千五百俵余、銀四拾九貫六百匁余、同廿八日、御不勝手ニ付且来年御物入茂有之、当秋御家中知行切扶被召上、少分之御扶持方被下旨被仰渡、百石ニ付米三拾五俵之割被仰付(10)

これは、享保十七年の飢饉後における藩財政の窮乏に対処するため、家臣の知行・切扶を召上げて、知行取りは一〇〇石につき三五俵の割合で扶持米を支給し、切扶もそれに準じて扶持米を支給するというものであり、これを実施するに先だって、それまでの家臣の借財、米一万六五〇〇俵余と銀四九貫六〇〇匁余を破棄したものであった。

この知行、切扶を召上げて一〇〇石につき三五俵を扶持米として支給するという政策は、「元文二年大収二諸士禄一、別与二月俸一、百石為二米三十苞一、限二三年一」(11)とあるように、当初は三年間の予定であったが、翌元文三年には、「元文三年復二諸士禄一、三年之限一年而畢、士人大悦」(12)とあって、一年限りで中止されている。しかし、同年七月には改めて次のように達せられており、「当秋茂給地御蔵収」が実施されることになった。

一御者頭記録、七月廿二日藤右衛門(宮崎)殿被仰渡候は、去年重御仕組ニ付御家中繊之御渡米被下置候処、致艱難無滞御奉公仕候段別而被遊御悦喜、去春被仰付置候通当春ゟは格別相甘候様被遊度、地方被下置候面々は本録可被差返(ママ)被思召上、此間ゟ御役人中江詮議被仰付候得共、年来之御不勝手難相凌有之候ニ付、当秋茂給地御蔵収ニ相成、御蔵米知行切扶共ニ別紙御書付之通御渡方渡下置候事(13)

元文三年の支給額は、家老で知行二二〇〇石余の宮崎舎人が一四五〇俵、同じく一四〇〇石余の吉田斎宮が一〇〇〇俵で、これ以外は一〇〇石につき八〇俵の割合となっていた。これは、元文二年の一〇〇石につき三五俵という支給額に比べれば、倍以上の支給額となるが、石になおせば二六石四斗であり(14)、免率でいえば二ツ六歩四厘にすぎなかった。元文三年の「給地御蔵収」は、前年の異例の事態をうけ、「此間ゟ御役人中江御詮義被仰付」た結果実施されたものであり、これ以後秋月藩では、一〇〇石につき何俵渡という形で所務渡米が支給される蔵米知行制が実施され

ることになった。(15)

第1図　知行100石あたり所務渡米の変化　「秋月藩主記録」、「秋城御年譜」、「国計亀鑑」、その他より作成。

第1図は、元文二年の蔵米知行制採用以降における知行一〇〇石あたりの家臣への支給額の変遷を示したものである。すでにみたように、元文二年の三五俵渡は翌三年に八〇俵渡となるが、藩財政の逼迫により寛保三年には一〇俵の上米が実施されて七〇俵渡となり、延享元年・同二年にはさらに五〇俵渡にまで落ちこんでいる。翌延享三年には七〇俵渡となり、同四年には八〇俵渡に回復しているが、翌寛延元年には七五俵渡に落ち、宝暦五年まで七年間七五俵渡が続いている。このように蔵米知行制の採用後しばらくの間は家臣への支給額は一定しないが、宝暦六年以降は

八〇俵渡で安定し　これ以後この八〇俵渡が秋月藩の給知所務渡米の基本となるのである。(16)

次に近世中期における秋月藩財政の動向を、「国計亀鑑」(17)によって概観しておきたい。秋月藩では家臣団が比較的少なく、蔵入地の比率が七〇%とかなり大きかったため、(18)成立期の秋月藩財政はそれほど逼迫したものではなかった。しかし慶安頃には藩財政が悪化しはじめ、慶安元年には、「典二宝刀珍器一、弁二銀百貫匁乎大坂一」と、宝刀珍器を抵当に大坂の商人から借銀を行い、寛文九年には、「謝二京師大坂旧責一(責額欠)、限二十五年一」と、借銀の返済を十五年間停止しなければならなくなっている。

こうした藩財政の窮乏は中期になってもかわらず、享保十三年には、「当時京師大坂負責可二概見一、二万二千百五十金為二積負一、七千四百五十金為二新責一、摠勾三万金、所レ賠本息、蓋二千二百金一」と、上方での借財が新古あわせて三万両に達している。このため享保十三年には、下士以下数十名を削減し、結局は失敗するものの長野山において銀山の開発を試みたりしている。

享保十七年の飢饉は秋月藩の藩財政にも大きな打撃を与えたが、翌十八年には領内から銀五二貫四〇〇匁を徴収するとともに、家臣に四割五歩の上米を命じ、さらに上方での借財の返済を停止するなどの措置を講じて危機の克服をはかっている。そして享保末から元文にかけては、これをうけて本格的な藩財政の再建策が実施されていった。さきにみた元文二年の蔵米知行制への転換も、その一環として実施されたものであった。このため秋月藩の藩財政は、元文から寛保にかけて一時的に回復するが、延享元年には再び悪化しはじめ、延享元・二年の両年は所務渡米を一〇〇石につき五〇俵に減額し、同三年には上方での借財の返済を停止しており、翌四年には領内から銀一二五貫六〇〇匁を徴収している。しかし宝暦期に入ると、宝暦七年には「再弁二財乎京師大坂一」と、延享三年に借財の返済を停止して以来一二年ぶりに上方での借財が可能となり、翌八年に「弁二財乎京師大坂一、不レ得、乃典二穀契一」と、年貢米を引当てとする借財関係が成立して以後は、秋月藩の藩財政は以前に比べ相対的な安定を示すようになった。宝暦六年

以降、家臣への所務渡米が八〇俵渡で長期間安定しているが、これはこの時期の秋月藩財政が相対的な安定を保っていたことを示すものであった。

こうした中で、安永元年には家老の渡辺典膳が「国計大則」の建白を行った。これは、各項目ごとに支出の必要額を定め、支出をその枠内に制限しようとするもので、それぞれに臨時の予算をたてて不時の入用に備えるとともに、その一部をさいて備蓄金を作ろうとするものであった。この「国計大則」がはたしてどの程度実行されたかは不明であるが、明和元年から天明三年までの二〇年間に、「蔵二二万金一、録二一万六百金一」と、かなりの備蓄銀が蓄えられている。文化・文政期に家老を勤めた吉田白翁[19]は、この時期の藩主であった長恵（宝暦十二年～安永三年）・長堅（安永三年～天明五年）の代について、「岱源院（長恵）様御幼年ニして御家督、至而御事少ニ而、其上御政事も一定して御倹素之道も被行候故、御財用も追々御入箇少ニ而、御勝手向宜方ニ被為向由」、「霊雲院（長堅）様（中略）御幼年ニ而万端御事少ニ候間、御倹素之道も御厳重ニ而、御財用も弥御入箇少、御無借ニ有之たる由」[20]と、藩財政が比較的安定していたことを記している。

註

（1）「長興公御代始記」（秋月郷土館所蔵文書）。

（2）元和九年閏八月二十三日付「知行高目録」（「長興公御代始記」）。

（3）「御内証替」の年を寛永十三年とするのは、宮崎藤右衛門重昌が福岡藩から家老として秋月藩に入った時、その所領は動かさずに、かわりに下座郡の七ケ村を福岡藩に引渡したという所伝にもとづいているが、「秋城御年譜」（秋月郷土館所蔵文書）には、「尤年月従是後年ニ茂有之哉、追而可考」とあり、若干の疑問を残している。

（4）～（5）「秋城御年譜」（秋月郷土館所蔵文書）。

（6）「郡方覚書（仮題）」（秋月郷土館所蔵土岐文庫）、「国計亀鑑」（秋月郷土館所蔵文書）、「秋城御年譜」。ただし「秋城御年譜」は、二歩増免を享保五年としている。

（7）註（6）に同じ。ただし「秋城御年譜」には延享三年の記事はない。
（8）「郡方覚書（仮題）」。
（9）本藩の福岡藩では、宝暦期にそれまでの三ヶ年廻りの春免極が停止されて完全に免が固定されたが、文化期には農村の救済を行うため再び春免極が行われるようになった（拙稿「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察」『九州史学』六四号）。これに対し秋月藩では、延享三年に免が完全に固定されて以後は、幕末まで全く免の上げ下げは行われなかった。この点についてて文政期に郡奉行を勤めた田代彦助は、次のように記している。「御本家様ニ而は村数多候ニ付、上ケ下ケニ而痛村御仕組も被出来候得共、此方様ニ而は村数少く何分御免之上ケ下ケ難致候、只今下ケ候村ハ多候得共、上ケ候村少ク候、譬ヘハ四・五ケ村ニ而三百俵程も上ケ、此分を以一村御免下ケ候得ハ、五・六年之内ニハ立直し可申候得共、ケ様之御取組甚六ケ敷、御免扱容易ニ御取起難被成候」（「郡方覚書（仮題）」）。
（10）「秋城御年譜」。
（11）～（12）「国計亀鑑」。
（13）「秋城御年譜」。
（14）当時の秋月藩の一俵は三斗三升であった。
（15）ここでいう蔵米知行制は年貢徴収に関してのみのことであり、これ以後も給人に対しては知行地の村付けが行われて知行目録が交付されていたし、実態は明確ではないが給知百姓も幕末まで存在していた。
（16）「国計亀鑑」には、「宝暦十年定二諸士禄麋額一、百石米六十苞為二宮崎家一、七十五苞為二吉田家一、八十苞為二千石以下一、八十五苞為二百石以下一」とある。しかし、これはそれまでの規定を詳細にしたもので、知行取りの大半は八〇俵のままで変化はなかった。
（17）「国計亀鑑」は、文政十二年から嘉永二年まで約二〇年間勘定奉行を勤めた吉田平陽が著わした書物で、元和九年から嘉永四年に至る秋月藩の藩財政の動きを、漢文で編年体に綴ったものである。
（18）元和九年の分知時における家臣の数は、「勘解由ニ付ル知行取之帳」（「長興公御代始記」）によれば四七名であり、その石高の合計は一万四九九七石で、給地の比率は約三〇％であった。その後家臣の数は分家取立て等によって増加し、明和九年の知行取りは七六名となっているが、給地は一万五九四四石余と約一〇〇〇石増加しただけで、その比率も約三一％とほとんど変化がなかった。

（19）主礼・主水・虎毅・維毅等と称し、従容・一翁・澹軒・白翁と号した。文化八年十一月家老となり、文政八年隠居、天保五年に死亡した。「澹軒漫録」の筆者としても著名である。

（20）「郡村之儀并御財用繰之儀ニ付吉田白翁存意言上之写」（秋月郷土館所蔵土岐文庫）。

二　藩財政の窮乏と文化八年の政変

明和から天明にかけて相対的な安定を示した秋月藩の藩財政も、寛政期に入ると再び窮乏化しはじめ、「岱（長恵）・霊（長擧）二世ノ蔵金二万両、自二天明七年一、迄二寛政五年一、消二尽其半一」[1]と、それまで蓄えられた備蓄金も、天明七年から寛政五年の七年間にその半ばを取崩している。このため寛政五年には、宝暦五年以来三十八年ぶりに家臣の所務渡米を七〇俵渡に引下げ、寛政九年にはさらに六〇俵渡に引下げている（第1図参照）。

同じ頃、本藩の福岡藩でも藩財政の窮乏が表面化しはじめていたが、福岡藩ではむしろ同時に進行していた家臣団の窮乏を救済するため、寛政六年に、それまで勤休の別によって一二俵・八俵・四俵の上納となっていた三段除を、それぞれ二俵ずつ免除して家臣の負担軽減をはかっている[2]。福岡藩では、元文五年以来知行一〇〇石あたりの所務渡米は、日勤九〇俵余・平勤八六俵余・休八二俵余となっており、家臣への所務渡米はもともと秋月藩より多かったが、これによって福岡藩の所務渡米は、日勤九二俵余・平勤八八俵余・休八二俵余となり、秋月藩との差は一層ひらくことになった。

このように秋月藩と福岡藩は、藩財政の窮乏と家臣団の窮乏が同時に進行する中で、全く対象的な政策を実施しているのであるが、これは同じ藩財政の窮乏とはいっても、秋月藩の方がより深刻であったことを示している。しかし秋月藩としても、家臣団の窮乏が明らかな時に二〇俵もの上米を長期間実施することは困難であり、寛政十二年には上米を一〇俵免除して所務渡米を七〇俵渡とし、大坂での借財をもって銀二九八貫余を家臣に貸与えているのであ

る。(3)

こうした中で、享和二年になると秋月藩は藩財政の窮乏を打開するため、新たに札銀仕組・国産方仕組・金山開発等の諸政策を実施している。札銀仕組は銭札二〇〇〇貫目を発行し、その押米の代金二千四・五百両のうち五〇〇両を「御引替料」として用い、残り約二〇〇〇両のうち一〇〇〇両を「若殿様御乗出、御国御子様方御仕立料」に、他を「御借銀元之内御払込」にあてようとするものであり(4)、国産方仕組は皿山・紙・蠟燭・葛粉等の領内の産物を藩が一手に販売しようとするもので(5)、翌三年には櫨・漆・楮・くちなし・しゅろ等の諸木や葛根・玉子等もその対象としている(6)。金山は結局は失敗するが江川村大伏山で開堀が試みられた(7)。翌享和三年になると、藩は在には高懸り、町には小間懸りを賦課するとともに、在・町の富裕者から御用銀を徴収し(8)、家臣に対しては寛政十二年に七〇俵渡となっていた所務渡米を、以後二〇年間六四俵渡とすることを達している(9)。またこの年には、備蓄金のうちから五〇〇〇両を支出して急増した大坂での借財の一部を返済し(10)、利子返済による財政負担を軽減する一方、比較的融通のきく福岡藩からの借入金については、寛政十二年以来毎年返済してきた四六〇両の返済を止め、新たに一二〇〇両を借入れている(11)。

しかし、こうした諸政策によっても藩財政は好転せず、文化三年九月二十五日に発生した秋月の大火は、半礼以上の家中屋敷七四軒・町家五三軒・百姓家三六軒を焼失し(12)、藩財政の窮乏に一層拍車をかけることになった。翌文化四年、秋月藩は基建講と呼ぶ講を仕立て、大坂での借財のうち銀一四〇〇貫余をこれによって処理しているが(13)、それでもなお文化六年十二月の達(14)において次のように述べており、大坂での金融関係が危機的な状態にあることを表明している。

達

御財用繰御難渋之趣は追々被仰出、一統勘弁罷在通ニ候、然処近年御吉凶ニ付而は猶更御物入莫太之義ニ而、連々

御仕組之御規則茂相立兼、弥増之御借財高相成、大坂表御凌付兼候6不被得止事、御国内は不及申、日田・長崎・石州等ニも御借金相畳、当冬杯御指引至而御大造之義ニ有之、既来春大坂御差引ニ至候而は中々不一通、極々必至と之被及御差支、御難渋無涯御時節ニ候

そして翌文化七年三年には、家老の渡辺帯刀が自ら大坂に登り、銀主との交渉にのぞんだが、交渉は不成功に終わり(15)、窮迫した藩財政の運営はさらに困難なものとなった。このため翌八年七月二十八日、藩主長韶は次のような御意を示し、家老宮崎織部を中心に本格的な財政改革を実施する決意を示した(16)。

御意

役人共

吾等御世帯方近年不繰巻ニ而、危難之時節ニ相及候旨追々承之、苦々鋪事ニ候、依之年数を限り破格之仕置織部方へ受持申付候、いつれ茂夫々之役義を慎ミ受差図可相勤、此折柄為ニ成候儀ハ存付候ハヽ、他役之上ヲも内々織部方へ申出、相互無伏蔵申合弥尽忠志可申候、以上

文化八未年七月廿八日

しかし、宮崎織部を中心とする財政改革の構想は、三ケ月後に起った政変のため本格的に実施されないまま途中で挫折してしまった。政変は、文化八年十一月朔日、間小四郎（馬廻組二五〇石）・手塚安太夫（馬廻組一八〇石）・末松左内（無足組四人扶持一三石）ら七名が、宮崎織部・渡辺帯刀の両名の家老を「御政道取斗不宜」(17)として福岡藩に訴え出たのに始まる。訴えの内容は、政変後家老に就任した吉田主水（維穀）の「御変動之次第吉田主水筆記」(18)によれば次のようなものであった。

御家老宮崎織部舒安、頃年我侭を相働、君上を蔑如し奉り、御家中之諸士を苦め、我ニ依頼する者を愛し、我に諂はぬ正直之士ハ是を悪ミ、一体御政事之上私多、衣食住之奢目を驚し、其上女色を愛し内行不宜、諸士表ハ屈服致

候へ共内実ハ殊之外悪ミ申候、又渡辺帯刀舒直も御家老ニ而、数十年御勝手向頭取受持、是も依頼を事とし、御財用之儀同腹中之面々申合私多、君家之御借財も夥敷相畳り、御身上必至と被遊たる儀ニ相成、其上自家之財用茂君家之御財用ニ混し、猥りかはしき事多、且又同人儀御銀用ニ而大坂御留中遊所ニかよひ、新町七越と申遊女ニ馴染、下国以後親類中異見を茂不聞入、様々手段を以七越を呼下し切残之別業ニ召置、其後男子壱人致出生候、右両人之所行言語を絶候

間小四郎らはちょうど藩主長韶が福岡に出向いていたときをねらってこれを訴え出たのであるが、福岡藩から出訴のことを知らされた長韶は、直ちに宮崎・渡辺の両家老と出訴した七名に逼塞を命じ、翌二日秋月に帰館した。同三日には福岡藩から家老浦上四郎太夫をはじめ大目付・御傍筒頭・十人目付等が秋月に派遣された。取調べが直ちに開始され、十一日には吉田縫殿と吉田主礼が家老に任命された。[19] 吉田縫殿は家老吉田斎之助の嫡子であったが当時はまだ一六才であり、吉田主礼（縫殿）は三〇〇石の馬廻組で、本来ならば家老に就任することはなかったが、代々家老を勤めてきた宮崎・吉田・渡辺の三家のうち宮崎・渡辺の二家が逼塞を命じられ、残る吉田家の吉田斎之助も江戸で大病を煩っていたため、このような措置がとられたのであった。

そして十二月九日には、吉田縫殿の屋敷において本藩家老浦上四郎太夫の立会いのもとに、宮崎・渡辺両家老に対する処分が言渡された。[20] その結果、宮崎織部は家老職分を罷免された上、知行を召上げられて福岡へ差返され、渡辺帯刀は家老職分罷免の上、知行八〇〇石のうち五〇〇石を召上げられ、その子半之助の知行所に蟄居を命じられた。宮崎織部の子藤右衛門は家老職分御雇勤を罷免されて父と同様福岡へ差返され、渡辺帯刀の子半之助は家督は許されたものの馬廻組に家格を落された。このほか両家老とともに処分された者は第1表のようになっており、御用人二名、郡奉行一名、御目付頭一名、勘定奉行二名と、それまで藩政の中枢にあった者はその大部分が処分されている。これに対し、出訴した七名は一時逼塞を命じられていたが、同十一日には許されて二〇石ずつの加増を受けている。[21]

第1表　　政変による処分者

人　名	高・扶持	役　職	処　分	文化10年の処分
宮崎織部	2,200石余	家　老	職分御取上、家禄御取上、福岡差返	流　罪
宮崎藤右衛門	10人扶持銀5枚	家　老	職分御雇勤御取上、福岡差返	
渡辺帯刀	800石	家　老	職分御取上、500石御取上、押隠居、蟄居	流　罪
渡辺半之助	10人扶持銀5枚	家　老	職分御雇勤御取上、馬廻組	30石減知
長井八郎右衛門	130石	御用人	20石減知、押隠居	
宮井惣内	200石	御用人	50石減知、押隠居	
江崎半右衛門	200石	郡奉行	50石減知、押隠居	流　罪
渡辺左多女	120石	御目附頭	30石減知	流　罪
北原喜太平	100石	勘定奉行	100石御取上、無足組	流　罪
土井佐左衛門	100石	勘定奉行	100石御取上、無足組	流　罪
薦野吉太夫	3人扶持12石	御陸士小頭	押隠居、怜御陸士組	
浅野左五七		御組外	御陸士に格落	御　暇
久野完尓		御組外格郡方	御雇御扶持召上、生涯蟄居	
久野兵右衛門		郡　方	1石御取上、半礼	
稲留惣蔵			御取崩、入牢	獄　門
大江楚平			御取崩	
田代九兵衛	4人扶持14石		2石減少、御組外に格落	御　暇
山田兵太夫			2石減少、御陸士に格落	
秋穂栄右衛門			2石減少、半礼に格落	
津貝太右衛門			御取崩	御　暇
久我円蔵			御取崩	御　暇

「建白書附録之一」（秋月郷土館所蔵文書）、「風説記」（秋月郷土館所蔵土岐文庫）、「繊部崩れ諸記録（仮題）」（深江家文書）、「秋府諸士系譜」（秋月郷土館所蔵文書）より作成。

十二月十四日、藩は家臣に対し所務渡米を八〇俵渡に引上げることを達しているが、これは、「此節不容易御出財ニ而御家中御甘被仰付候段、一通り二通之儀ニ無之」[22]とあるように、政変による家臣団の動揺を押えるために実施されたものであった。翌十五日、福岡藩は秋月藩の家老に対して次の様な御意[23]を示し、政変の終結を確認している。

家老中

宮崎織部・渡辺帯刀不届之次第有之御咎被仰付、其外懸り合之者共夫々御咎被仰付候、依之以来之儀は愈以御家法相守、事々厳重相心得、御為宜相勤可申事

同じ日、知行三〇〇石で中老となっていた吉田久右衛門が家老に任命されたが[24]、同二十一日には吉田主礼、吉田久右衛門以外に知行三〇〇石以上の井上庄左衛門・浅路信・臼井九十九・渡辺伊九郎の家格が中老に引上げられた[25]。これは、それまで家老を勤めてきた門閥三家老のうち宮崎、渡辺の両家が失脚し、残った門閥家老は吉田家一家となったため、家老に就任できる者の幅をひろげるために実施されたものであった。すでに吉田主礼と吉田久右衛門が門閥以外から家老に就任していたが、これ以後秋月藩の家老はより広い層から登用されるようになった。

政変から二年後の文化十年、宮崎・渡辺らは先の処分を不当として福岡表で投文を行った。しかし、これはかえって藩の反撥を招き、宮崎・渡辺らは大島をはじめ福岡藩領の島々へ流罪に処せられた[26]。秋月藩ではこの文化八年の政変を、「織部崩れ」あるいは「辛未の変」と呼んでいる。

文化八年の政変は、間小四郎ら七名が本藩の福岡藩に出訴したことがその発端となっていたが、その時の七名の藩内における地位は次のようなものであった。すなわち、間小四郎・手塚安太夫・伊藤惣兵衛の三名は、それぞれ二五〇石（間）、一八〇石（手塚）、一〇〇石（伊藤）の馬廻組で、間小四郎と伊藤惣兵衛は無役、手塚安太夫は享和二年長韶が部屋住となったとき御納戸頭を勤め、文化二年西御部屋頭取となったが、同四年蟄居を命ぜられている[27]。残る坂田第蔵・坂本汀・末松左内・手塚龍助の四名は、それぞれ四人扶持一六石（坂田）・四人扶持一三石（坂本・末松）

・三人扶持一二石（手塚）の無足組で、坂田第蔵は黒崎御蔵奉行を勤めたのち文化七年代官となり、坂本汀は文化二年以来御納戸を勤め、末松左内は文化二年御納戸となったが、同七年病気のため辞任している。手塚龍助は文化元年御納戸となり、同三年には長韶から久の名前を拝領している。(28)

ところで、手塚安太夫は文化四年八月、「去秋居宅類焼ニ付無程重キ御願申上候処、御役御免御馬廻ニ被仰付、五ケ年之間蟄居」(29)と、御納戸頭を罷免されて蟄居を命ぜられているが、間小四郎も文化八年十月、「次第有之閉門被仰付、永谷拝領山御引上之上閉門御免」(30)と、出訴の直前に処分を受けている。

以上のように、出訴した七名は無役であった間小四郎・伊藤惣兵衛と代官の坂田第蔵以外は、すべて御納戸頭あるいは御納戸として長韶の側近く仕えたことがあり、間小四郎と手塚安太夫は出訴の前に宮崎・渡辺らによって処分を受けているのである。したがって文化八年の政変は、長韶の部屋住時代（長韶は文化五年襲封）の側近を中心に、手塚安太夫・間小四郎らの処分を直接のきっかけとして発生したということができるが、その背景には当時の秋月藩の深刻な財政窮乏と、宮崎・渡辺らの財政政策に対する家臣団の根強い不満が存在していた。

すでにみたように秋月藩の藩財政は、寛政期に入ると再び窮乏化しはじめたが、年貢収入は延享三年の免の完全固定化以来すでに減少傾向を示しており、商品流通からの収入を目的に実施された享和二年の国産方仕組も、蠟や葛粉以外にこれといった産物もない上、領内の商品流通が秋月の南一里余にある福岡藩領の在郷町甘木によって押えられていたため、利益をあげるにはいたらなかった。(31)このため秋月藩が手取早く確実に収入を増すには、在・町から御用銀を徴収するか、家臣団に上米を賦課するしかなかった。ところが家臣団も藩財政の窮乏と同時に窮乏が深刻化しており、福岡藩では逆に家臣団の負担を軽減し、秋月藩でも上米率をゆるめたり、拝借銀を貸与したりしなければならなくなっていた。しかし他に財政収入の増大をはかる有効な方法がなかった秋月藩では、上米を完全に廃止することは困難であり、藩財政の窮乏は直ちに家臣団の負担の増大となってはねかえって、家臣団の窮乏を一層激化させ、

その不満をひきおこすことになった。政変後の「揚米は人の恨の勢溜り、はやく屋敷を明て帯刀」[32]という狂歌は、こうした家臣団の不満をあらわしたものであった。

しかし文化八年の政変は、単に藩財政の窮乏とそれによる上米政策に対する不満からのみ起こったものではなく、福岡藩への訴えの中に、宮崎織部について「我ニ依頼する者を愛し、我ニ諂はぬ正直之士ハ是を悪ミ、一体御政事之上私多、衣食住之奢目を驚し、其上女色を愛し内行不宜」[33]とあり、渡辺帯力についても「是も依頼を事とし、御財用之儀同腹中之面々申合私多」[34]とあるように、それまでの門閥家老政治に対する根強い不満が根底に存在し、これが深刻な財政危機をきっかけとして一気に表面化し、政変が起ったとみるべきであろう。そして出訴した者達が、長韶の部屋住時代の側近を中心としていたことは、「君上を蔑如し奉」[35]という言葉に大きな意味与をえ、政変が出訴した側に有利に展開する一つの原因になったと思われる。

文化八年の政変により、秋月藩ではそれまでの門閥政治が打破され、より広い層によって藩政が担われるようになった。しかし翌文化九年には秋月御用請持として沢木七郎太夫が福岡藩から秋月に派遣され、秋月藩の藩政は実質的に福岡藩の管理下におかれることになり、それまで相対的な独立を保っていた秋月藩政は、これ以後福岡藩の影響を大きく受けることになったのである。[36]

註

（1）「国計亀鑑」（秋月郷土館所蔵文書）。
（2）拙稿「近世中後期における福岡藩の財政構造」（『九州史学』六二号）。
（3）「国計亀鑑」。
（4）「家老日記（仮題）」（九州文化史研究施設所蔵秋月黒田家文書）。
（5）「秋月藩主記録」（『福岡県史資料』第八輯　四二頁）。

（6）「申達写」（桑野家文書）。
（7）「秋月藩主記録」（『福岡県史資料』第八輯　四二一頁）。
（8）「家老日記（仮題）」。
（9）「秋城御年譜」（秋月郷土館所蔵文書）。
（10）「国計亀鑑」。
（11）「国計亀鑑」。寛政十二年五月、秋月藩は福岡藩からの借入金一万一〇〇〇両のうち一四〇〇両を返済し、残りは二十四ケ年賦で毎年四六〇両ずつ返済することにしている（「国計亀鑑」）。
（12）「秋月藩主記録」（『福岡県史資料』第八輯　四二一頁）。
（13）「秋月藩主記録」（『福岡県史資料』第八輯　四二二頁）。
（14）「家老日記（仮題）」。
（15）「国計亀鑑」。
（16）「家老日記（仮題）」。
（17）「秋城御年譜」。
（18）「建白書附録之一」（秋月郷土館所蔵文書）。
（19）～（20）「秋城御年譜」。
（21）「秋府諸士系譜」（秋月郷土館所蔵文書）。
（22）～（26）「秋城御年譜」。
（27）～（30）「秋府諸士系譜」。
（31）国産方仕組は文化八年の政変後直ちに廃止されている。文化から文政にかけて家老を勤めた吉田白翁は、国産方仕組について、「或ハ国産方と号し大金を入候而御仕組を初、是ニ懸り候役人姦商之為ニ欺れ、夥敷御財用を無用之事ニ遣出し、其末皆々御借財ニ相成候」（「郡村之儀并御財用繰之儀ニ付吉田白翁存意書上之写」秋月郷土館所蔵土岐文庫）と記している。
（32）「織部崩れ諸記録（仮題）」（深江家文書）。当時渡辺帯刀の屋敷は勢溜りにあった。
（33）～（35）「建白書附録之一」。
（36）福岡藩の秋月藩政に対する介入は、財政経済政策面については次節以下であらためて述べるが、文教政策においても次のよ

うな直接的な介入を行っている。すなわち秋月藩の藩校稽古館は、政変以前は亀井南冥に教えを受けた原古処を中心に徂徠学がさかんであったが、政変によって稽古館は一時閉鎖され、原古処は藩儒としての地位を追われた。文化十三年に稽古館は再開されたが、これ以後学風は朱子学に改められ、福岡藩の藩校修猷館の支配下におかれることになった。

三　文政期の財政政策

文化八年の政変後、まず第一に行われたのは家臣に対する所務渡米の増額であった。しかし、これは財政的な裏付があって行われたものではなく、家臣団の動揺を押えるため全く政治的な判断から実施されたものであり、財政的には藩財政の窮乏を一層激化させるものであった。このため政変後の秋月藩にとって、藩財政の再建問題が当面する最大の政治課題となったが、秋月藩独自でそれを解決することは困難であり、福岡藩の本格的な財政援助が必要であった。しかし文化九年六月の時点では、福岡藩は具体的な援助については全く示さず、前年十二月に家老となった吉田久右衛門への達(1)の中で、近く秋月御用請持として沢木七郎太夫を秋月に派遣することと、それによって藩財政再建の目処がつけば家臣団救済の措置をとるので、「一統人気相和静謐」に取計らうように告げただけであった。

同年十月、秋月御用請持として秋月に入った沢木七郎太夫は、秋月藩の「出納及積債」を調査しているが(2)、この時の秋月藩の借財は第2表のようになっていた。借財の総額は銀三七四〇貫二六〇匁・金一三〇〇両で、このうち大坂での借財が二九九五貫余で最も多く、全借財の八〇％近くを占めており、このほか江戸・銅座・長崎・石見・日田・南都等の天領での借財が銀五九五貫・金一三〇〇両で一八％、博多・甘木の福岡藩領での借財が銀一五〇貫で四％となっていた(3)。

沢木七郎太夫が秋月御用請持に就任して秋月に入った後も、藩財政再建の目処はなかなかつかなかった。文化九年秋から冬にかけての状況について、この頃出された達(4)は次のように述べている。

第2表　文化9年秋月藩借財高

借財先	銀	金
	貫匁	両
江都	2,995. 26（ママ）	1,300
大坂	100.	
銅座	75.	
長崎	185.	
石見田	180.	
日南	55.	
博多・甘木	150.	
合計	3,740. 260	1,300

「国計亀鑑」より作成。

達

御世帯向必至と御差閊被成、何分御凌之道無之、福岡表江御頼被成進候得共、御同所様ニ而茂御財用繰御支御年限御欠略、御銀子御取替等之儀は不被為出来候得共、御道付御世話は被成進趣ニ而、受持役々被相立候儀ハ承知之通候、追々打合せ遂評儀候処、莫大之御借財高ニ而御凌方致上候手段無之候得共、其侭被指置候而は弥御不為筋ニ付、諸方之御借財押而長年賦等ニ致し、大坂表ハ是迄之御借財極々長年賦ニ相成候上、新ニ餘分之出銀申談候ため、福岡表之役人勘定奉行組合ニ而同所江被差越置候、右之趣御銀主中納得可致段難斗、自然示談不相整節ハ、乍心外当時大坂之方手切ニ取斗、御手元限り御仕廻被成候様ニも可相成候、何レニも御大造之御事候（下略）

この時の大坂の銀主との交渉は、その後の経過からみて、なんとか大坂との関係を継続する形でまとまっているようである。また文化十二年からは福岡藩に毎年米五一〇〇俵ずつを十一年間取替えてもらい、江戸・長崎・日田等の公金を返済する仕組が実施されている。(5) しかし、これらは決して政変後の秋月藩の財政窮乏を解決するものではなかった。

家臣団救済の措置としては、文化九年末に切手仕組が実施されている。これは、知行一〇〇石につき銭切手三貫匁を拝借させ、拝借主から藩に押米として毎年米七俵半ずつ十六年間上納させるというものであった。(6)

このように秋月藩では文化八年の政変後も深刻な財政窮乏が続いていたが、文化十四年には秋月藩に中宮御殿造立・仙洞御所修復の御手伝が命ぜられ、秋月藩の藩財政はさらに危機的な状態におちいることになった。参勤の帰途、

幕府から御手伝の命令を受けた長韶は、直ちに御供の家老吉田久右衛門を福岡に遣わした。吉田久右衛門は福岡藩の家老達に事情を説明し、秋月に帰って家老・御用人等と対応策を相談した。しかし藩内の意見はなかなか一致せず、吉田久右衛門はこのままでは家老を勤めることができないと屋敷に引籠ってしまった。秋月御用請持の沢木七郎太夫らが派遣されて説得にあたり、吉田久右衛門も一旦は出勤するようになったが、すぐに「御政事筋才判難成」として、月番をも勤めなくなり、秋月藩の藩政は混乱状態におちいってしまった(7)。

同年七月、沢木七郎太夫にかわって秋月御用請持に任命された井手勘七は、翌八月秋月に入り、藩内の状況を調査した(8)。それによると、当時の秋月藩の藩政は、「一体之都合、同所御家老中を初都而之役々一致之体不相見、第一久右衛門儀月番等をも不受持、差向之御手伝金手当之評議も衆議区々ニ而、調達之目当も無之、各空敷時日を送候躰ニ相見江候(9)」という状態であった。その後、井手勘七の努力によって、家臣団の意見は拝禄のうち半分を差上げるということでまとまったが、この家臣団からの申し出は結局は実施されず、御手伝金八五〇〇両は最終的に全額福岡藩から取替えられることになった(10)。

このようにして、当面する御手伝金の問題は一応の解決をみることになったが、秋月藩の財政問題そのものがこれによって解決したわけではなく、文政元年三月下旬から四月中旬にかけて井手勘七が調査したところでは、秋月藩の藩財政は、「去年彼方しらへ前ゟハ御借財高抜群相増、迚も秋月御家中半知、此方様御助力米十ケ年之間壱万俵、其外御年限中諸口ゟ之御取出米等取集候位之義ニ而ハ、何分ニも十ケ年十五ケ年位ニ而、御借財御道付御先明り之御仕法、何分ニも見込無之(11)」という最悪の状態にあった。

このように文政元年はじめ頃の秋月藩財政は深刻な財政窮乏におちいっていたのであるが、こうした深刻な窮乏におちいった秋月藩財政を再建するため、文政元年六月からは井手勘七の主導のもとに、福岡藩による本格的な財政援助と家臣団からの大幅な上米が実施されていった。文政元年六月、福岡藩は秋月藩に対し十五年間にわたって合計

一五万俵を助力米として援助することを決定している。その年割は第3表のようになっており、最初の五年間は一万五〇〇〇俵、次の五年間は一万俵、最後の五年間は五〇〇〇俵というふうに、はじめの年の方が援助の額が多くなっていた。(12)

家臣への所務渡米は、文政元年からの三年間は、借財方への支出を優先し、これを除いた分を家臣団に配分するという形で行われた。すなわち第4表のように、総収入から江戸・大阪・秋月をはじめ博多・黒崎両津での必要経費を引いたものから、借財方分として二万八〇〇俵を引き、残った一万一三二六俵余を家臣団に配分するというもので、これによって文政元年から三年間の所務渡米は、知行一〇〇石につき三四俵、それ以上は一〇石について一俵半の増額、一〇〇石以下は割増しを渡すということに決定された。(13)この一〇〇石につき三四俵という所務渡米は、元文二年に蔵米知行制が採用されて以来最低の支給額であり、この時期の秋月藩財政がいかに危機的な状況にあったかを示している。

この時の秋月藩の財政政策の中心は、家臣の所務渡米の額を決定する以前に大量の借財方分が確保されていることからもわかるように、それまでの借財が焦付き、金融が逼塞するのを避けることにあった。福岡藩からの助力米や家臣団からの上米は、そのための財源を確保するために実施されたものであり、文政元年からの三年間、福岡藩からの助力米一万五〇〇〇俵と借財方差出分二万八〇〇俵の合計三万五八〇〇俵は、主として公金をはじめ緊急を要する借財の返済にあてられたのである。(14)

福岡藩からの本格的な財政援助と家臣団からの大幅な上米によって、藩財政運営の一応の目処がついた翌文政二年八月、江戸表の財用方について年来不正があったとして、御用人・勘定奉行以下勘定所手付の者まで多数の者が処罰

第3表　福岡藩よりの助力米年割

年　　割	俵　数
	俵
(文政元)寅 ゟ (文政5)午迄　5年間	15,000
(文政6)未 ゟ (文政10)亥迄　5年間	10,000
(文政11)子 ゟ (天保3)辰迄　5年間	5,000
15年間合計	150,000

「建白書附録之一」より作成。

第4表　文政元年秋月藩財政予算

米	項目
71,057俵余	諸御取立米并運上銭、御仕組方ゟ御貸付米之内御取出共、惣御所務高
内 38,931俵余 20,800俵	江戸・大坂・秋月・両津御入用之分 御借財方江被差出分
残 11,326俵余	
内 9,658俵余 595俵余 949俵半 123俵半	御家中御渡方ニ相成分 三人扶持取・弐人扶持取・壱人扶持取御扶持方分 役料御渡方之分 無礼之者御心付手当

「建白書附録之一」より作成。

される事件が発生した。(15) そしてこの事件をきっかけとして、同年十二月には勘定方の作法の大規模な改正が行われている。この改正は、「御本家様御格ニ被準、諸証拠指出等厳重之御作法被相立」(16)たものであり、その中心は、「都而御財用ニ拘り候儀は、此以後其訳裏判所江致指出候様御作法被相立候」(17)とあるように、藩財政の収支はすべて裏判所が統轄するようになったところにある。この裏判の制度はそれまでの秋月藩にはなかったもので、福岡藩の制度をそのまま秋月藩に持込んだものであった。改正のもう一つの中心は、「米銀両御蔵其外口々月々定日之御算用、此節被相改候御作法之通、無懈怠厳重ニ可被承届候」(18)とあるように、米蔵・銀蔵の出し入れ等については一と月ごとに算用を行い、その報告を厳重に行うようにしたことである。このほか扶持米・役料米・合力米等の渡し方、あるいは諸証拠類の提出方法等が詳細に定められたが、この文政二年の勘定方の改革は、それまで独自の制度を持っていた秋月藩の勘定方に、福岡藩の制度を全面的に導入することになった。

文政元年から実施された一〇〇石につき三四俵渡という所務渡米の大幅な削減は、当時の家臣団の窮乏状況にあっては三ケ年が限度であり、文政四年からは一〇〇石につき七〇俵渡に復すことになっていた。このため所務渡米の大幅な削減によって何とか破綻なく運営されてきた秋月藩の藩財政も、文政四年には新たな対応策を講じる必要があり、同年十一月には秋月御用請持井手勘七と秋月藩の御用人間小四

郎が大坂に登って銀主と交渉を行い、次のような形で交渉をまとめている。

一文政四年十二月十一日、葛野五左衛門・井坂次郎左衛門・奥野善兵衛、右三家之者共此節之御相談通り、月御仕送を初新古出銀仕置候分十二ケ年置居仕、以来之儀も無御間欠御世話可申上候ニ付、何卒御因御疎遠ニ不相成候様、不被為相替弥奉蒙御懇命度段相願御請申出、大寺四郎五郎・油屋可兵衛・伝法屋仁兵衛・同新兵衛・播磨屋九郎兵衛も同断ニ付、翌十二日右之趣井手勘七ゟ及言上候事(19)

その内容は、秋月藩の申し出通り、江戸への送金等は従来通り続け、それまでの借財の返済は十二年間停止するというものであった。そして翌文政五年正月六日には、大坂蔵屋敷の蔵披きとして、葛野五左衛門・奥野善兵衛・井坂次郎左衛門・大寺四郎五郎・油屋可兵衛の五人の銀主を招いて饗応し、今後の江戸仕送金等について次のような契約を結んでいる。

一米八千三百石
代銀四百拾五貫目
（内）
銀三百五拾貫目　一ケ年分江戸仕送手当
同弐拾四貫三百八拾七匁五分六厘　浜銀利払年賦共相渡分、尤閏月有之年ハ銀高相増候事
〆銀三百七拾四貫三百八拾七匁五分六厘
残銀四拾貫拾弐匁四分四厘　右之通御投渡ニして相残分、葛野五左衛門・奥野善兵衛・井坂次郎左衛門・大寺四郎五郎・油屋可兵衛致割符、去巳年（文政四年）江戸御仕送新出銀三廉之御差引ニ年々受取申候段御請申出、自然年ニ寄米直段至而及下落割符銀無之、江戸御仕送并浜銀御差引ニ不足相立候節ハ、右五軒ゟ足銀差出、聊御差支無之様無

間違御世話申上候段申出候事[20]

これは、毎年米八三〇〇石を秋月藩から大坂に積登せ、五人の銀主はこの米の代銀のうちから毎年銀三五〇貫目を江戸仕送金として江戸に送り、二四貫余を浜方利払年賦とし、残る四〇貫余を文政四年の江戸仕送金分等として五人の銀主が受取るというものである。ここでは米一石＝銀五〇匁で計算されているが、これより米価が高くなれば銀主の取分がふえ、低くなれば取分は少くなった。そしてもし米価が大幅に下落して不足が生じた時は、五人の銀主が不足分を補うことになっていた。

このほか古借銀については、新基建講と呼ぶ講を仕立てて実質的に借銀の打切りを行い、家質銀の利下げ等については、葛野五左衛門・奥野善兵衛を懸屋とするなど、交渉はすべて都合よくまとまり、銀主に対しては新たに扶持米の増額が行われた。[21]

大坂での借財の交渉は、このようにして「存外」にうまくはこび、文政五年三月にはそのことにつき長韶から達があった。同時に井手勘七も諸士中に対して演説を行ったが、井手勘七はその中において次のように述べている。

此節御熟談相整、先暫之間御欠略之道さへ崩不申候得は、仮成ニ御立行被成候儀ニ而、則其処之御安心と申而已ニ而、曽而御甘被成候と申義ニハ無之候、（中略）十二ケ年之後ハ御本家様御助力米も相止、大坂表御旧借も引起候儀ニ付、其以後御仕法之儀常々心懸、御立行之道相立候儀肝要之事ニ候[22]

すなわち、今回の大坂での銀主との交渉によって、当面の藩財政運営には支障はなくなったが、これは藩財政が完全に健全化されたというものではなく、十二年後には本藩からの助力米もなくなり、現在返済を停止している借財も返済しなければならなくなる。したがってその後の藩財政運営について、つねに心懸けておく必要があるというのである。

しかし、いずれにしても文政元年前後に比べれば、この文政四年の大坂での銀主との借財の交渉によって、秋月藩

の当面の財政状況が大きく好転したことは事実であった。この借財の交渉が「存外」にうまくまとまったのは、福岡藩から派遣された秋月藩御用請持の井手勘七が直接大坂に登って秋月藩のために銀主と交渉し、十五年間にわたって米一五万俵を助力米として秋月藩に財政援助するといったように、本藩である福岡藩の全面的な援助があったからであり、文政元年から三年間所務渡米の大幅な削減を実施し、その間借財の返済を優先させたという実績があったからであった。

ところで秋月藩では、すでにみたように大坂以外にも江戸・長崎・日田等の天領において借銀を行っていた。これらは大坂での借銀に比べれば量的にはそれほど多くなかったが、幕府の公金が中心となっていたため、大坂の銀主に対して行ったような強引な交渉は不可能であり、これを焦付かせれば政治的な問題に発展するおそれがあった。そのため秋月藩としては、この種の借銀はできるだけ早く返済しておく必要があった。

文政七年二月、秋月藩御用役間小四郎および小田組大庄屋桑野且平、秋月町年行司三隅又右衛門が大坂に登っているが、これは公金借財の返済について秋月藩から大坂の銀主に相談したところ、堺屋奥野善兵衛がそれを引受けてもよいが、一部は人別日懸銭の講によって領内から調達してほしいと提案してきたことによるものであった。これに対し秋月藩は、人別の講は大勢の者に関係するので取立てるのが困難であるとし、かわりに領内の富裕な者から寸志米を取立てることを提案して堺屋の同意を得た。[23] 帰国後大庄屋達は評議を行い、在・町から年に六三〇〇俵ずつを文政七年から三年間献上することを決定している。[24]

この公金借財返済のための仕組が、人別日懸銭の講ではなく、富裕な者からの寸志米献上という形で結着をみたことは、農民の階層分化の進行によって、人別賦課という方式が、いかに少額の懸銭であっても下層農民の窮乏を一層激化させることを、藩自身が熟知していたことを示すものであった。また大坂の銀主との交渉にあたって、藩の役人だけでなく大庄屋・年行司まで大坂に登らねばならなかったのは、公金借財返済のための仕組が在・町の富裕な者の

寸志米献上という形で結着をみたように、銀主としては藩の役人の保証以上に、大庄屋・年行司といった実際に農村や城下町を支配する者の保証を必要とするようになってきていたことを示すものであった。

註

（1）「家老日記（仮題）」（九州文化史研究施設所蔵秋月黒田家文書）。
（2）「国計亀鑑」（秋月郷土館所蔵文書）。
（3）同じ時期の別の史料によれば、当時の秋月藩の借財は、「只今ニ至銀七千貫目餘之御高ニ相成居候」（「家老日記（仮題）」）とある。
（4）「家老日記（仮題）」。
（5）「秋城御年譜」（秋月郷土館所蔵文書）。
（6）「家老日記（仮題）」。
（7）「建白書附録之一」（秋月郷土館所蔵文書）。
（8）註（7）に同じ。「秋城御年譜」によれば、秋月御用請持の交替は五月となっている。
（9）～（13）「建白書附録之一」。
（14）「建白書附録之二」。
（15）～（18）「建白書附録之四」。
（19）～（22）「建白書附録之二」。
（23）「桑野氏家譜下書」（桑野家文書）。
（24）「秋月藩主記録」（『福岡県史資料』第八輯　四二八頁）。

四　文政期の農村政策

秋月藩の農村政策は、享保二年の定免制の採用と延享三年の二歩上りによる免の完全固定化以後、目立った変化はほとんどみられなかったが、文化八年の政変によって本藩の福岡藩が直接秋月藩政に介入し、特に文化十四年に井手勘七が秋月御用請持として秋月に派遣されるようになると、秋月藩の農村政策は大きく変化することになった。

文化十四年九月、年貢の十一月皆納の制度が近年くずれているとして、改めて十一月皆納を守るよう達が出されたが[1]、翌文政元年三月には年貢の取立方法が、それまでの代官取立から大庄屋取立に改められた。これは、「今般御詮議之上、御本家様御領御作法ニ被準、年貢米御代官取立被相止、以後大庄屋取立ニ被仰付候」[2]とあるように、福岡藩の制度をそのまま導入したものであった[3]。これによって、それまで年貢の取立を行ってきた代官は廃止され、同時に郡奉行の手附も改められて第5表のような形となった。

同年十一月には、郡役所の移転が行われている。これは、それまでの郡役所が、「御勘定所建続ニ而、第一間内手狭、其上土間之達場二坪余ニ而、大勢呼出候節ハ郡屋へ罷越諸用を弁し候」[4]という状態であったため、文化八年の政変によって失脚した宮崎織部の屋敷跡へ移されたものであったが、この年の四月には福岡藩でも郡役所の移転が行われており、福岡藩で実施された政策がそのまま秋月藩において実施されているのである[5]。

農村支配機構の改革に続いて、年貢収納関係を中心とする諸帳簿の改革が行われた。秋月藩では年貢の割付は、毎年御免相下札を交付することによって行われていたが、文政二年からは御免相下札を止め、それまで福岡藩において使用されてきた帳帳によって年貢の収納が行われることになった。帳帳は、田畠の本年貢だけでなく、小物成から村切立までその村の負担すべき年貢・諸上納の総計と、個々の百姓の負担額を求める際の基本数値を記した年貢徴収のための基本台帳で、長期間使用することを目的に作成されたものであった[6]。

第5表　郡奉行手附役名

役名	名前
免用方山奉行兼	江崎五郎太夫・松延市平
当用方	上野武助・内山八右衛門・森嘉右衛門
免帳方　是迄御免方と唱候	藤丸九平・冨永甚蔵・勝野謙蔵・森順平
御納方　大庄屋取立ニ付新役号	川口兵蔵
山方	田辺伝次・牟田久七・高崎仙八
記録方　新役号	高村半助・市村三七
米銀方	土生千平
育子方　新役号	田中作助・平井幸次
川普請方	牧　喜平
宗旨方　死体改メ兼	佐藤格右衛門・山本喜蔵
極印方　但格式有之候へは差支有之候ニ付無礼ゟ	萬七

「餘楽斎手記」（秋月郷土館所蔵文書）より作成。

秋月藩では享保二年以来定免制を採用し、延享三年以後は完全に免を固定していたため、実際には毎年年貢の割付を行う必要はなく、ただ形式的に御免相下札を交付していただけであったから、長期間使用するという点においては軸帳を採用することに問題はなかった。しかし秋月藩では一つの村の中でいくつもの免が存在する免分りの村が多く、小物成等の賦課方法も村によって異なるなど、福岡藩のような整然とした賦課方法が十分に確立していなかったため、軸帳という形で記載形式を統一することは必ずしも容易ではなかった。またこのようにして作成された秋月藩の軸帳は、それまでの秋月藩の年貢賦課の在り方を反映して、福岡藩の軸帳にはみられない二歩米大豆という項目があったほか、勺上り・厘上りのつけ方[7]や郡切立て・村切立ての取立て方[8]など、福岡藩の軸帳とはかなり異なる点がみられた[9]。

軸帳の採用は、単に福岡藩の制度を導入したというだけでなく、それまでの秋月藩の土地把握の方法を大きく変えることになった。従来秋月藩では、新田や畠田成は一定の期間が過ぎれば石盛を行って本田畠のうちに加え、本田畠の免相によって年貢の賦課を行うようになっていた[10]。しかし文政二年の軸帳の採

用以後は、福岡藩と同様新田や畠田成には石盛を行わず、年貢の賦課も反別で行うようになった。[11] そして、その名称も新田は「開起」から「壱作」に、畠田成は「畠倒」から「稲作」にと、それぞれ福岡藩で行われていた名称に改められた。

延享三年の免相の完全固定化以来、秋月藩では年貢の収奪が高水準で維持され、そのもとにおいて農民の階層分化が進行し、農村の疲弊が拡大していった。井手勘七の主導のもとに、文政元年より始まった秋月藩の農村政策の転換は、単に福岡藩の諸制度を秋月藩に導入しただけでなく、それまでの年貢の高収奪によって疲弊した農村の救済をはかり、本百姓体制を維持・再建することを主要な目的としていた。文政元年九月、秋月藩は、「痛村其外痛百姓中為御救、郡中一統諸拝借諸年賦米銀銭古不納米之類一切御捨被下候、依之以来年貢未進を初其外諸拝借之事等、訴訟筋御取揚無之候事」[12]と達し、それまで藩が農村に貸付けた諸拝借米や不納米を破棄して、疲弊した農村や農民の救済を行っている。この時秋月藩が破棄した拝借米高は、御貸付分四万一六八〇俵、御国産方拝借不納分一万九〇三二俵余の合計六万一〇〇〇俵余にのぼっている。[13] また同年十二月には、「痛村御救」として夜須郡下渕村をはじめ痛村一七ケ村に米一三〇〇俵余、総郡に二〇〇〇俵余、合計三三〇〇俵余を三年間下付することを決定している。[14]

さらに秋月藩は、領内の富家の貸付米銭についても有志銀主の差捨を求めており、文政元年から同三年五月までに在方の者七四九名、町方の者四名、穢多三名がこれに応じ、在方は銭二四九五貫余・米一万五七四一俵余、[15] 町方は銭一六五七貫・米二〇〇俵、穢多は銭三二貫余・米三四六俵余を差捨てている。[16] このほか領内のほぼ中央に位置した福岡藩領の在郷町甘木の商人四〇人が一〇〇〇貫目の差捨を申し出ている。[17]

疲弊した農村の救済は、夫役の削減[18]によっても行われた。まず文化十四年十二月、「根元百姓ハ御国之本ニ候へハ、此侭ニ被差置候而は、行末弥可及難渋と弥増高慮も不安候、依之此上夫使を初省略筋取斗少ニ而も相甘候主法も有之候ハヽ、猶又存寄之儀申出有之候様思召候」[19]と、夫使いをはじめ省略筋取はからいについて存寄を求める達が出

され、翌文政元年二月にはこれをうけて、「以後高公役郡役所ゟ仕方、御蔵百姓ハ高拾石ニ付一ケ年五人、地頭持百姓ハ高拾石ニ付弐人召仕候へハ、諸口入木茅藁莚縄御馬飼料、博多黒崎納竹木諸品揚ケ竹井樋板出シ夫、其外納之品物一切御免」[20]と、夫役の削減について達が出されている。そして同年四月には、福岡藩にならって次のように、夫留夫明の期限が定められている。

一今般詮議之上、夫明之作法相立候、則左之通

夫留

四月十五日ゟ六月廿九日迄

九月十五日ゟ十二月十五日迄

夫明

十二月十六日ゟ翌四月十四日迄

七月朔日ゟ九月十四日迄

尤夫明中ゟ無拠御普請ニ而出夫致掛り候節ハ別儀ニ召仕候事[21]

以上のように、文政元年に始まる秋月藩の農村政策は、福岡藩の諸制度を秋月藩に全面的に導入するとともに、疲弊した農村の救済をはかり、本百姓体制を維持・再建することを目的とするものであったが、このような疲弊した農村の救済を目的とする農村政策は、同時に福岡藩の当時の農村政策の基調でもあった[22]。

ところで、こうした農村の救済政策は、農村の救済それ自体を目的とするものではなく、農村の復興後における年貢の増徴、厳密にいえば一定の年貢を安定的に確保することを目的とするものであり、文政七年には早くも年貢の増徴政策が実施されているのである。

文政七年九月、秋月藩の大庄屋は次のような請書[23]を郡奉行に提出している。

御請申上事

一今般御免法御改正ニ而、当年弐千俵御渡被下、来年ゟ米六百俵充年々御渡被下候間、御定免ニ而受留、凶作之年は右米ヲ以相救候様被為仰付、根元深キ御隣(憐)愍筋ゟ被仰出候御次第重々難有存上候、右御米御預申上候上は、是迄天災ニ而返免等御願申上候類は、都而御訴訟ケ間敷儀申上間敷候、尤格別類外之天変ニ而御役々様方御見聞も被為下候上、実々以御免御受難申上程之儀は、其節ニ至御歎(嘆)申上御載(裁)許ヲ奉受候儀も可有御座候得共、一通之儀は私共限返免救米之処屹度作法相立、已来不実筋無之潔白ニ取斗可申候、後年積米ニ相成候様、手厚精々打入世話仕可申候、且又豊作打続如何程積米仕候共、外之仕組筋ニ決而取用不申候様、後役之面々江も申譲り可仕候、仍而為後年御受書物如件

才田大庄屋相司　坂口彦七
泉河内村庄屋　下渕大庄屋　桑野新三郎
才田大庄屋　田中武七郎
栗田大庄屋　加峯弥市郎
小田大庄屋　桑野且平

文政七申年九月

間小四郎様
長井自然様

これは、文政七年に二〇〇〇俵、翌年からは毎年六〇〇俵ずつを藩から農村に下げ渡し、この米をもって凶作等の救済にあて、年貢は「定免ニ而受留」めるというもので、少々の凶作では減免を行わないというのがその要点であった。秋月藩では延享三年以来免が完全に固定し、年貢の収奪が高水準で維持されていたが、実際には痛村等の減免や作食米拝借等を名目とする年貢の不納によって、年貢収入はしだいに減少していた。文政七年のこの政策は、文政

元年以来の一連の農村救済政策のうえに、毎年六〇〇俵ずつを凶作等の備米として農村に下げ渡すことによって、こうした状況を克服し、一定の年貢を安定的に確保しようとしたもので、文政期における秋月藩の農村政策の一応の帰結を示すものであった。

註

（1）～（2）「建白書附録之三」（秋月郷土館所蔵文書）。

（3）秋月藩では、代官取立と大庄屋取立は給知の年貢取立とからんで、これまでにも何度か改められている。しかし、今回の改革は福岡藩の制度にあわせるということに大きな意味があり、それまでの改革とは若干性格が異なっている。なお嘉麻郡についてはすでに寛政七年に大庄屋取立になっており、今回の改革は実際には夜須・下座郡のみを大庄屋取立としたもので、であった。

（4）「餘楽斎手記」（秋月郷土館所蔵文書）。

（5）福岡藩の郡役所の移転は、城内の郡役所と五名の郡奉行の宅役所を合わせた「一構之役所」を、大名町の斎藤蔵人の屋敷跡に建設したものであった（拙稿「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察」『九州史学』六四）。

（6）「近世中後期における福岡藩の財政構造」（『九州史学』六二号）。

（7）勺上り・厘上りは、村の総負担額から個人の負担額を算出する基本数値を求める際に生じる端数で、この分は切上げとなった。福岡藩では最後の奥〆で個人の負担額を算出する基本数値が求められたため、勺上りは最後でしか生じなかったが、秋月藩では途中で何度も〆が行われ、そのたびに勺上りが生じており、その分だけわずかではあるが秋月藩の方が負担が重くなっていた。

（8）秋月藩では、以前は小物成等は暮割・夏割として年二回に分けて取立てられていたが、軸帳の採用後もこの方法を持込んでいる。

（9）「組下各村軸帳写」（桑野家文書）。

（10）この時の石盛は、慶長七年の領内総検地の時の石盛が用いられている。石盛が行われて本田畠に加えられることを「古田入」といい、本田畠の免相が適用されることを「本免入」といった。

（11）福岡藩では、すでに享保期から新田や畠田成に対する石盛は行われなくなっていた。
（12）～（13）「建白書附録之三」。
（14）註（12）に同じ。痛村一七ケ村は、下渕・上高場・栗田・下高場・持丸・菩提寺・畑嶋・牛木・千代丸・牛鶴・屋永・板屋・堤・下浦・馬田・平山・上旧井となっていた。
（15）このほか、金一三両、銀八貫四三六匁余・札銭九貫四一一匁・大豆七俵余・麦二九俵余・米麦八七俵を差捨てている。
（16）「建白書附録之三」。
（17）「餘楽斎手記」（秋月郷土館所蔵文書）。
（18）秋月藩の夫役には、持高に掛る高役と十五才から六十才までの男子に人別に掛る首役とがあった。
（19）～（21）「建白書附録之三」。
（22）拙稿「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察」（『九州史学』六四号）。
（23）桑野家文書。

おわりに

文化八年の政変は、それまでの宮崎・吉田・渡辺三家による門閥家老政治を崩壊させたが、政変が福岡本藩への出訴という形をとって発生したこともあって、それまで相対的な独立性を保っていた秋月藩政に、福岡藩の直接的な介入を招くことになった。そして文政期の秋月藩政は、秋月御用請持として福岡藩から派遣された井手勘七[1]の主導のもとに、福岡藩の本格的な財政援助を仰ぎ、福岡藩の諸制度を全面的に導入することによって、藩財政の再建と農村支配の再編・強化がはかられていった。

しかし藩財政の再建は、文政四年の大坂の銀主との交渉に端的にみられるように、当面の財政破綻を回避することが主要な目的となっており、再建後の藩財政も、当時家老を勤めた吉田白翁が後年述べているように、「表向ハ大体

形付候振合ニ候得共、内実ハ左様之儀ニ無之、一向御先あかり見へ不申」[2]という状態で、結果的には問題の解決を先に延ばしたというものでしかなかった。また農村支配の再編・強化についても、疲弊した農村を救済し本百姓体制の維持・再建をはかって、農村の復興後に年貢の収奪を強化するという政策がとられたが、農村の救済が不十分なまますぐに年貢収奪の強化が行われたため、かえって農村の疲弊を強めることになった[3]。

このように文政期の諸改革は、文化期に表面化した藩体制の危機を、一時的には回避することができたが、結局は十分に克服することができず、藩体制の危機をもたらした諸矛盾はさらに複雑化し内攻して、天保期にもちこされることになったのである。

註

（1）井手勘七は文政六年五月に福岡で処罰され、秋月御用請持を罷免されている（「御城御年譜」秋月郷土館所蔵文書）。

（2）「郡村之儀并御財用繰之儀ニ付吉田白翁存意言上之写」（秋月郷土館所蔵土岐文庫）。

（3）福岡藩では農村救済策がとられたままで、年貢収奪の強化は実施されていない。